



防災だより

(発行元) 愛南町消防本部防災対策課 Tel.72-0131



12月21日は昭和南海地震(昭和21年)の発生日です



この日は、「えひめ防災の日」と定められ、県市町・事業者・自主防災組織など総ぐるみで、防災意識啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。

えひめ防災週間(12月17日～23日)期間中である12月19日午前11時から「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」が実施されます。防災だより第7号(2022年(令和4年)11月)でもご案内しましたが、この訓練は、その場で(1)「まず低く」、(2)「頭を守り」、(3)「動かない」の安全確保行動を約1分間行うもので、だれでも、どこでも参加することができます。詳しくは愛媛県のホームページをご覧ください。



シェイクアウトえひめ

●防災週間には次のことを家庭や地域で行いましょう

(1)家具や電化製品の転倒防止に取り組みましょう

◎阪神淡路大震災の死因の8割が、家の倒壊・家屋の倒壊・家具転倒による圧死でした。また、近年発生した地震においても、家具転倒により緊急搬送されている事例があります。

こうした被害をなくすため、家具の転倒防止に取り組みましょう。



(2)非常用持出袋の準備・確認を行いましょう

◎災害発生時、一時的な避難の際に各家庭で必要なものを準備しておきましょう。

また、避難時にすぐ持ち出せるように置き場所についても家族で話し合っておきましょう。

(3)最低でも7日分の水や食料・生活必需品を備えましょう

◎避難所では7日分の物資が必要とされています。水などの重たいものは、各自主防災会で話し合って、あらかじめ避難所に置いておくのもよいでしょう。

(4)自宅周辺など危険箇所の確認をしましょう

◎普段から近所の危険な箇所をあらかじめチェックしておくことで、実際の避難時に避けたり、注意して通ったりする箇所として把握しておくことができます。

(5)避難場所や避難経路の確認、緊急時の連絡先など家族で話し合しましょう

◎ハザードマップなどで、災害リスクや危険個所を家族で話し合い、実際に歩いて避難先や、避難経路について確認をしておきましょう。

災害時協力井戸募集！

災害時協力井戸とは

地震をはじめ大規模な災害時には、水道が使えず、トイレや清掃といった生活用水（雑用水）が不足する事態が想定されます。

そうした事態に備え、個人や事業所等が日頃から使用している井戸を『災害時協力井戸』として事前に登録していただき、災害時などに井戸水を生活用水として無償で地域住民に提供いただくものです。井戸水は飲料水としての提供ではありません。

災害時協力井戸の登録にぜひご協力ください。

登録要件

- 町内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能であること。
- 災害時に無償で井戸水を地域住民へ提供できること。
- 井戸水を安全にくみ上げができることができるポンプ又はつるべ等の設備があること。
- 井戸水の色、臭い、濁り等が生活用水としての使用に不相当でないこと。
- 地域住民に周知を行うため、井戸の所在情報を公表することについて、井戸を所有又は管理する町民、自治会又は事業者等の同意が得られること。

申請から登録までの流れ

※愛南町ホームページをご参照ください。

① 登録の申請

⇒愛南町災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を記載し、必要書類を（井戸の写真、井戸の位置図等）を添付して愛南町消防本部防災対策課に提出します。

② 現地調査等

⇒現地調査等登録要件の確認を行います。

③ 登録の通知

⇒災害時協力井戸登録の可否を通知します。

④ 標識の配布

⇒災害時登録井戸の標識をお配りします。



【お申込み・お問い合わせ先】

愛南町消防本部 防災対策課

電話 (0895) 72-0131 / FAX (0895) 73-1119